



(法令編)
No. 79
5月号

発行 三重県度会村
編集 広 報 課

(つづけておくと便利です。)

目次

条 例

○度会村議度会村内各河川砂利及び転石等採取に関する特別委員会条例等を廃止する条例

(五月七日公布)

○度会村税条例の一部を改正する条例

(五月十五日公布)

○度会村条例第八号

度会村議度会村内各河川砂利及び転石等採取に関する特別委員会条例等を廃止する条例
右公布する。

昭和四十二年五月七日

三重県度会村長 浜 岡 和 一

度会村議度会村内各河川砂利及び転石等採取に関する特別委員会条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

度会村議度会村内各河川砂利及び転石等採取に関する特別委員会条例(昭和三十九年度会村条例第十四号)

度会村議度会高等学校特別委員会条例(昭和三十九年度会村条例第十九号)

度会村議会医師誘致特別委員会条例(昭和四十年年度会村条例第三十八号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○度会村条例第九号

度会村税条例の一部を改正する条例
右公布する。

昭和四十二年五月十五日

三重県度会村長 浜 岡 和 一

度会村税条例の一部を改正する条例

度会村税条例(昭和三十七年度会村条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九十条の二第三項本文中「身体障害者手帳」の下に「(戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下本項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

